

社会福祉法人六戸町社会福祉協議会役員の費用弁償等に関する規程

| | | |
|------|-------|--------|
| 設 置 | 平成14年 | 9月30日 |
| 一部改正 | 平成15年 | 11月27日 |
| 一部改正 | 平成17年 | 3月24日 |
| 一部改正 | 平成19年 | 5月28日 |
| 一部改正 | 平成29年 | 2月23日 |
| 一部改正 | 平成29年 | 5月24日 |

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人六戸町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事、監事及び評議員、各委員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償等の支給に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が職務のため旅行した場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の計算、支給方法は、職員の旅費規程に準じて行なう。ただし、日当については、別表1の額とする。

4 役員等が監査会、理事会、評議員会及び委員会等に出席した場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず別表2の額とする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、費用弁償等の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

| 県 内 | 県 外 |
|------------|------------|
| 2, 0 0 0 円 | 3, 5 0 0 円 |

別表 2

| | |
|----------------|------------|
| 理事会、評議員会、各種委員会 | 2, 0 0 0 円 |
| 監査会 | 5, 0 0 0 円 |